

# 第1章 はじめに

## 1. 計画の背景・目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊等により多数の人命が失われました。

これを教訓に、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律※（以下、「耐震改修促進法」という。）が制定され、全国的に耐震化※の取組みが進められてきました。

大阪府では、平成18年の法改正により、耐震改修促進法に基づく耐震改修促進計画※として、「大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」が策定され、その背景のもと大東市では平成20年3月に「大東市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、平成23年に発生した東日本大震災などによって甚大な被害がもたらされ、大阪府は平成28年に後継となる「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪」を策定し、それに伴い大東市は、平成29年3月に「大東市住宅・建築物耐震改修促進計画」の改訂を行い、耐震化に対する様々な取組みを進めてきました。

こうした取組みにより耐震化は着実に進んできてはいるものの、依然として耐震性の不十分な住宅・建築物が多く残されており、令和6年に発生した能登半島地震では当該地域に甚大な被害がもたらされるなど、耐震化の促進が急務の中、令和7年7月に、耐震改修促進法に基づく基本方針の見直しが行われ、それに伴い、令和8年3月に大阪府は、「大阪府耐震改修促進計画（住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪）」が改訂され、住宅・建築物の耐震化に向けた取組みの強化が図られました。

このような背景のもと、近い将来に高い確率で発生すると想定されている南海トラフ巨大地震※や、生駒断層帯などの大地震から、市民の生命・財産を守るために、大阪府及び関係団体等と連携し、住宅・建築物の耐震化をより一層進めていくために「大東市住宅・建築物耐震改修促進計画」を改訂するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定により、国の基本方針に基づき作成された大阪府の「大阪府耐震改修促進計画（住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪）」（計画期間：令和8年度～令和17年度末）に基づき策定するものです。

なお、計画の策定にあたっては、「第5次大東市総合計画」、「大東市地域防災計画」、「大東市都市計画マスタープラン」、「大東市住宅マスタープラン」等との整合を図ります。

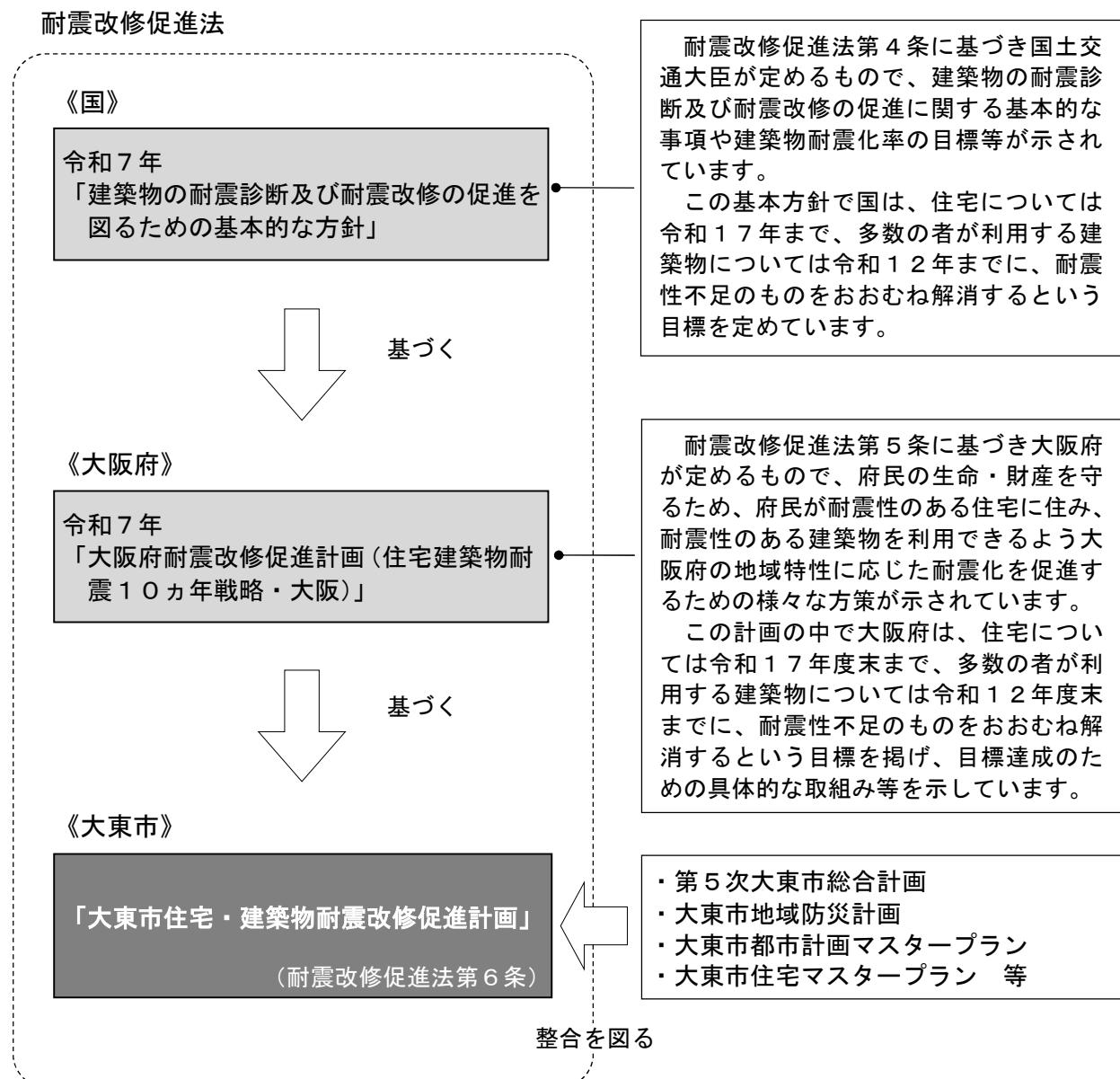


図 1-1 大東市住宅・建築物耐震改修促進計画の位置づけ

### 3. 計画の期間

計画期間は、国の基本方針や大阪府の耐震改修促進計画との整合を図るため、令和8年度～令和17年度末までとします。

今後、法律の改正や社会経済情勢の変化により必要がある場合は、計画の見直しを行います。

### 4. 計画の対象とする建築物

本計画では、表1－1に示す建築物を対象とします。

表1-1 計画の対象とする建築物

建築物名称	説明	掲載ページ 現状/目標/取組み
住 宅	戸建て住宅、長屋住宅、共同住宅（賃貸、分譲）を含むすべての住宅	P8/P16/P23
民間の特定既存耐震不適格建築物*	多数の者が利用する特定の用途かつ一定規模以上の建築物 (例：階数3以上、かつ1,000m <sup>2</sup> 以上の病院・店舗・事務所等)	P10/P18/P28
	危険物を一定の数量以上貯蔵又は処理する建築物 (例：10t以上の火薬を貯蔵、処理する建築物等)	
指定道路沿道の建築物	大阪府及び大東市が指定する道路沿道の建築物で、地震による倒壊で、通行を妨げる恐れのあるもの (例：市の防災拠点等へと連絡する避難路沿道の建築物で、高さが6m以上のもの等)	P11/P19/P29
市有建築物	市有建築物のうち、多数の者が利用する特定の用途かつ一定規模以上の建築物 (例：市民体育館、文化ホール、市庁舎等)	P13/P20/P29